

豊橋市高年齢者等就業支援団体認定事務に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者（以下「豊橋市高年齢者等就業支援団体」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 豊橋市高年齢者等就業支援団体の認定を受けようとする者は、市長が定める期間に、豊橋市高年齢者等就業支援団体認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、提出しなければならない。

(要件)

第3条 豊橋市高年齢者等就業支援団体の認定を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 法人格を有する団体であって、豊橋市内に事務所を有すること。
- (2) 当該団体に属する者（賛助会員以外の個人に限る。次号において同じ。）の5分の4以上が豊橋市内に居住していること。
- (3) 当該団体に属する者であって、豊橋市内に居住するものの3分の2以上が60歳以上であること。
- (4) 高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする者であって、業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、当該計画を遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。
- (5) 業務の運営が適正かつ確実に行われていること。
- (6) 経営状態が不健全でないこと。
- (7) 代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (8) 豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (9) 国税、愛知県税及び豊橋市税の未納がないこと。

(認定)

第4条 市長は、第2条の申請があったときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、適當と認めたときは、豊橋市高年齢者等就業支援団体として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定したときは豊橋市高年齢者等就業支援団体認定通知書（様式第2号）により、速やかに認定の申請をした者に通知するものとする。

(認定期間)

第5条 前条第1項の規定により認定を受けた団体（以下「認定団体」という。以下同じ。）の認定期間は、当該認定の日から認定の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(報告)

第6条 認定団体は、市長から第3条各号に掲げる要件に係る現況の報告を求められた場合は、必要な書類を添付し書面により報告しなければならない。

(変更の届出)

第7条 認定団体は、次に掲げる事由が発生したときは、速やかに豊橋市高年齢者等就業支援団体変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 認定団体の名称、所在地又は代表者の変更があったとき。
- (2) 第3条各号に掲げる要件に関して認定団体の内容の変更があったとき。

(認定の取消し)

第8条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、第4条第1項の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の規定による認定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 認定団体に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、豊橋市高年齢者等就業支援団体認定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほかの必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。